

I 第四次障害者福祉計画に係る見直し

■障害者福祉計画

本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」との整合性を踏まえ策定しています。

・計画期間

障害者基本計画（国）	： 2018年度～2022年度
やまぐち障害者いきいきプラン（県）	： 2018年度～2023年度
第四次宇部市障害者福祉計画（市）	： 2018年度～2023年度

■第四次障害者福祉計画

・基本理念

障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり

・基本目標

- ①互いを理解し、共生するまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）
- ②ともに学び育つ
- ③ともに自立し安心して暮らす
- ④ともに働き、楽しむ

■障害者福祉計画の見直し

引き続き、現在の基本理念のもと、現在の基本目標に基づいた施策を進めることとしますが、社会情勢の変化並びに法改正があった以下の事項等について取り組みを追加します。

- ・新型コロナウイルス感染症など感染症に対応した取組
- ・改正バリアフリー法(平成30年11月施行)による、ハード・ソフト両面のバリアフリー化の推進など

また、基本目標に対する関連指標の目標値については、計画の最終年度である令和5年度の目標値に設定し直します。

Ⅱ 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

■障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすること

■基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉人材の確保
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・発達障害者支援の一層の充実
- ・障害者の社会参加を支える取組
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・障害福祉サービス等の質の向上

■成果目標

<第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画> 計画期間：R3年度～R5年度

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（変更）
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等（児）
- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- 6 相談支援体制の充実・強化等（新規）
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

<第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画> 計画期間：H30年度～R2年度

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等（児）
- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置